

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成16年5月17日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 許可年月日及び番号

平成16年 3月11日 第3206号

平成16年 4月16日 変第1544号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市北区衣笠御所ノ内町37番地

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市北区紫竹北栗栖町22番地5プラザ北栗栖101号

株式会社みよし住宅

代表取締役 三好 正志

(都市計画局都市景観部開発指導課)